

東京都交通局設計管理者選任に関する要綱

(制 定) 平成17年4月 1日

17交総第5号

(最終改正) 平成22年7月16日

22交総第397号

(目的)

第1条 この要綱は、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第24条の2に規定する設計管理者の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任)

第2条 設計管理者は、業務の種類ごとに、担当課長の職以上にある者の中から、交通局長が選任する者をこれに充てる。

(職責)

第3条 設計管理者は、設計の管理及び当該設計が鉄道営業法（明治33年法律第65号）第1条の国土交通省令で定める規程に適合することの確認を行う。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。